平成26年門真市教育委員会第1回定例会

門真市教育委員会

門真市教育委員会第1回定例会 平成26年1月24日(金)午後2時 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	
第2		会期の決定	
第3	議案第1号	市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について	1
第4	議案第2号	門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について	6
第5	議案第3号	門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に 関する規則の一部改正について	14
第6	議案第4号	門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部改正について	16
第7		諸報告	21

議案第1号

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

子ども子育てに関する事務の一部について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、門真市長から次の事項を門真市教育委員会へ委任及び門真市教育委員会事務局職員へ補助執行させたい旨協議があり、同意したいので、門真市教育委員会の議決を求める。

平成26年1月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

1 委任される事務

- (1) 幼保一元化施策に関すること
- (2) 子育て支援に関すること
- (3) 放課後児童健全育成事業に関すること
- (4) 保育の実施及び保育園に関すること

2 補助執行される事務

- (1) 児童手当(職員の児童手当に関するものを除く。)、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (2) ひとり親家庭医療費の助成に関すること
- (3) こども医療費の助成に関すること
- (4) 未熟児養育医療の給付に関すること。
- (5) 児童家庭相談に関すること。
- (6) 児童虐待に関すること。
- (7) ひとり親家庭等の自立支援に関すること
- (8) 母子寡婦福祉資金貸付に関すること。
- (9) 助産及び母子保護の実施に関すること。

- (10) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例 第8号)により本市が処理することとされた大阪府知事の権限に属する事務のう ち、助産施設及び母子生活支援施設並びに放課後児童健全育成事業に係る事務の 執行に関すること。
- (11) 門真市立保育園の保育料の決定、徴収、減免及び還付に関すること
- 12) 門真市立こども発達支援センターの運営に関すること。
- 3 委任及び補助執行する時期(始期) 平成26年4月1日から施行する。

提案理由

子ども子育てに係る施策を一体的に行い、効率的かつ機動的な体制の構築を図るため、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について同意するにつき、 本案を提出するものである。



門政企第 4 0 0 号 平成 26 年 1 月 21 日

門真市教育委員会委員長 長澤 信之 様

門真市長 園部 一成 三十二

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行について(協議)

このことにつきまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

○市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

1. 概要

平成26年4月1日に予定される機構改革に伴い、現在市長部局の健康福祉部福祉政策課、子ども課)で実施している事務の一部につき、教育委員会事務局職員が実施することになる。そのため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、教育委員会へ委任及び補助執行を適用するにあたって協議を行うもの。

2. 委任と補助執行について

委任とは、事務権限を教育委員会へ移管し、事務を教育委員会事務局職員に より執行するものとし、門真市教育委員会名により実施する。

補助執行とは、事務権限を市長とし、事務を教育委員会事務局職員により執行するものとし、門真市長名により実施する。

※委任事務は、教育委員会会議において、その事務の可否について、審議し決 定するもの

3. 委任する事務

門真市長は、現在健康福祉部福祉政策課及び子ども課で実施している事務の一部を門真市教育委員会に委任する。但し、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第3号に規定する分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収等については、補助執行とする。

具体的には以下の事務が該当する。

- ① 幼保一体化施策に関すること。(福祉政策課)
- ② 子育て支援に関すること。(子ども課)
- ③ 放課後児童健全育成事業に関すること。(子ども課)
- ④ 保育の実施及び保育園に関すること。(子ども課)

4. 補助執行させる事務

門真市長は、現在健康福祉部子ども課で実施している事務の一部並びに平成 26年4月1日開設予定の門真市立こども発達支援センターの運営に関する事務 を、門真市教育委員会教育長及び門真市教育委員会事務局職員に補助執行させ る。

具体的には以下の事務が該当する。

- ① 児童手当(職員の児童手当に関するものを除く。)、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。(子ども課)
- ② ひとり親家庭医療費の助成に関すること。(子ども課)
- ③ こども医療費の助成に関すること。(子ども課)
- ④ 未熟児養育医療の給付に関すること。(子ども課)
- ⑤ 児童家庭相談に関すること。(子ども課)
- ⑥ 児童虐待に関すること。(子ども課)
- ⑦ ひとり親家庭等の自立支援に関すること。 (子ども課)
- ⑧ 母子寡婦福祉資金貸付に関すること。(子ども課)
- ⑨ 助産及び母子保護の実施に関すること。 (子ども課)
- ⑩ 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府 条例第8号)により本市が処理することとされた大阪府知事の権限に属す る事務のうち、助産施設及び母子生活支援施設並びに放課後児童健全育成 事業に係る事務の執行に関すること。(子ども課)
- ① 門真市立保育園の保育料の決定、徴収、減免及び還付に関すること。 (子 ども課)
- ② 門真市立こども発達支援センターの運営に関すること。 (さつき園・くす のき園)

5. スケジュール (2月中 制定予定)

協議の同意後、「門真市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する 規則」及び「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正す る規則」を市長部局で制定する。

6. 委任及び補助執行の開始時期

平成26年4月1日とする。

議案第2号

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第 9号)の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年1月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出する ものである。 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

_ •											
改正後			改正前								
(趣旨)				(趣旨)						
第	1条 この規則	は、地方教育行政の組織	及	第	1条	この規則	」は、北	也方教育	育行政の	組織	及
	び運営に関する	5法律(昭和31年法律第1	62	Ĭ	び運営	に関する	5法律	(昭和	31年法律	第16	52
	号 <u>。以下「法」</u>	<u>という。</u>) 第18条第2項	Ø)	-	号)	第18条第	2項(D
	規定に基づき、同	門真市教育委員会事務局(以	Ī	規定に	基づき、	門真市	教育委	員会事務	系局(J	以
	下「事務局」と	いう。) の内部組織、事	務	-	下「事	務局」と	いう。) OF	内部組織.	、事	答
	分掌その他必要	要な事項を定めるものと	す	,	分掌そ	の他必要	要な事	項を定	E めるもの	のとっ	す
	る。				る。						
	(分課)				(分課	:)					
第	2条 事務局に	次の表に掲げる部及び課	を	第	2条	事務局に	次の表	表に掲げ	ずる部及	び課る	と
	置く。		,	ļ	置く。		1				
	部	課				部		童	果		
		略					略	r r			
	生涯学習部	生涯学習課			生涯学	習部	地域教	效育文化	上課		
		略						H	各		
	こども未来部	こども政策課									
		子育て支援課									
		保育幼稚園課									
			-	-							
	(職の設置)				(職の	設置)					
第	3条			第	3条						
1	略			1	略						
2	前項に定める	もののほか、課に上席主任	£ <u>、</u>	2	前項	に定める	ものの	りほか、	課に上席	宇主任	-
	主任保育士、主	任及び主査を置くことが	で	_		、主	任及で	び主査を	を置くこ	とがつ	で
	きる。			Š	きる。						
3	略			3	略						
	(グループ制)					ープ制)					
第	6条			第	6条						
1	略			1	略						
2		かかわらず、子育て支援	課								_
		ゼンターを置く。		_							
3	. 略		}	2	略						

改正後			改正前		
(教育機関等の事務分掌)			(教育機関の事務分掌)		
第9条 法第30条に規定する教育機関(門真			教育機関の事務分掌その他必要な事		
市立/		項は、	教育委員会規則で定めるところによ		
う。)	を除く。) 及び門真市教育委員会(以	る。			
下「氢	<u> 委員会」という。)の管理に属する事</u>				
業所の	<u>の内部組織、</u> 事務分掌その他必要な事				
項は、	教育委員会規則で定めるところによ				
る。					

別表を次のように改める。

別表 (第5条関係)

部	課	分掌事務
学校教	教育総務課	1) 委員会の会議及び委員に関すること。
育部		2) 組織管理及び事務管理に関すること。
		3) 委員会の法規文書に関すること。
		4) 委員会の後援名義に関すること。
		5) 委員会表彰に関すること。
		6) 委員会に対する請願及び陳情に関すること。
		7) 委員会の公印の管理及び文書管理に関すること。
		8) 教育行政に係る調査研究、企画、調整及び広報に関す
		ること。
		9) 事務局の物品の調達及び修理並びに印刷物等の発注に
		関すること。
		10) 市費負担教職員の人事、給与、厚生、安全衛生及び研
		修に関すること。
		11) 学校の適正配置に関すること。
		12) 学校の予算及び決算の総括に関すること。
		13) 学校施設の建設計画及び維持管理に関すること。
		14) 学校給食に関すること。
		15) 事務局の庶務に関すること。
	学校教育課	1) 学級編制、就学事務並びに通学区域の設定及び変更に
		関すること。
		2) 教科用図書の無償給与及び学校基本調査統計に関する
		こと。
		3) 府費負担教職員(以下「教職員」という。)の人事、
		給与及び厚生に関すること。
		4) 就学援助及び特別支援教育就学奨励に関すること。
		5) 学校の保健及び環境衛生に関すること。
		6) 教職員の健康管理に関すること。

(7) 児童及び生徒の交通安全に関すること。 (8) 学校教育計画の調査研究、教育課程の研究及び指導並 びに教育活動の指導及び助言に関すること。 (9) 門真市教育センターの管理運営に関すること。 10 人権教育の企画、指導等に関すること。 11) 同和教育及び人権教育研究会の指導及び助言に関する こと。 112) 人権教育関係機関との連絡調整に関すること。 生涯学生涯学習課 (1) 社会教育及び生涯学習の計画、調査研究及び推進に関 習部 すること。 (2) 社会教育委員及び社会教育指導員に関すること。 (3) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 4) 社会同和教育に関すること。 (5) 青少年の健全育成に関すること。 (6) 青少年問題協議会に関すること。 (7) 文化及び芸術の企画、調整及び振興に関すること。 (8) 社会教育施設及び生涯学習施設の計画、整備及び管理 運営に関すること。 (9) 門真市民プラザの建物及び敷地の管理運営に関するこ と。 10 国際交流及び姉妹都市交流に関すること。 |11 | 門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の管理運 営に関すること。 スポーツ振興(1) スポーツ施策の企画及び立案に関すること。 課 (2) スポーツ及びレクリエーションの振興に関すること。 (3) スポーツ関係団体の育成及び連絡調整に関すること。 4 スポーツ推進委員に関すること。 (5) スポーツ施設の管理運営に関すること。 (6) 学校体育施設開放に関すること。

こどもにども政策課 (1) 幼保一体化施策の総合調整に関すること。 未来部 (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づ く子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て会議 に関すること。 ⑶ 保育園、幼稚園及び認定こども園に係る計画及び適正 配置等に関すること。 4) 児童手当(職員の児童手当に関するものを除く。)、 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (5) ひとり親家庭医療費の助成に関すること。 (6) こども医療費の助成に関すること。 ⑺ 未熟児養育医療の給付に関すること。 子育て支援課 (1) 子育て支援事業に関すること。 (2) ファミリー・サポート・センター及びつどいの広場に 関すること。 (3) 放課後児童健全育成事業に関すること。 |4| 放課後児童健全育成事業の開始等の届出の受理等に関 すること。 (5) 助産及び母子保護の実施に関すること。 6) 助産施設及び母子生活支援施設の設置に係る認可等に 関すること。 ||7| 児童家庭相談に関すること。 (8) 児童虐待に関すること。 (9) ひとり親家庭等の自立支援に関すること。 10 母子寡婦福祉資金貸付に関すること。 保育幼稚園課 (1) 就学前の保育及び教育に関すること。 (2) 子ども・子育て支援法に基づく事務(他課に属するも のを除く。) に関すること。 ⑶ 保育園、幼稚園等に係る情報提供及び相談に関するこ と。

- (4) 公立保育園及び幼稚園の予算及び決算の総括に関すること。
- (5) 公立保育園及び幼稚園の維持管理に関すること。
- (6) 公立保育園及び幼稚園との連絡調整に関すること。
- (7) 公立保育園及び幼稚園の保健及び環境衛生に関するこ と。
- (8) 民間保育事業の育成指導に関すること。
- (9) 幼稚園就園奨励及び私立幼稚園児の保護者に対する補助金に関すること。

備考

- 1 この表の分掌事務中「事務局の庶務」とは、次に掲げる事務をいう。ただし、課が当該事務を所管する場合は、これを除く。
 - (1) 連絡調整に関すること。
 - (2) 職員の休暇取得の事務処理に関すること。
 - (3) 自動車の管理に関すること。
 - (4) 文書の受領、配布及び発送に関すること。
 - (5) その他部の庶務に関すること。
- 2 この表に掲げるもののほか、課においては課の庶務として、次に掲げる事務を所管する。
 - (1) 連絡調整に関すること。
 - (2) 予算、決算及び物品に関すること。
 - (3) 課の自動車の管理に関すること。
 - (4) 文書の受領、配布及び発送に関すること。
 - (5) 備品台帳の管理に関すること。
 - (6) その他課の庶務に関すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日(以下「切替日」という。)現在、次の表の第1欄に掲げる課の課長、課長補佐、主任、副参事、上席主査又は主査の職にある者で、別に辞令を交付されないものは、同年4月1日(以下「発令日」という。)付けで、それぞれ同表の第2欄に掲げる課の課長、課長補佐、主任、副参事、上席主査又は主査の職を命じられたものとする。

第1欄	第2欄	
生涯学習部地域教育文化課	生涯学習部生涯学習課	

3 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第23号)第3条に規定する給料表の 1級又は2級の適用を受け、かつ、切替日現在前項の表の第1欄に掲げる課に勤務を命 じられている者で、別に辞令を交付されないものは、発令日付けで、それぞれ同表の第 2欄に掲げる課に勤務を命じられたものとする。

議案第3号

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則(平成16年 門真市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議 決を求める。

平成26年1月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出する ものである。 門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則(平成16年門真市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正後	改正前		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
(昭和31年法律第162号)第20条第2項の規定	(昭和31年法律第162号)第20条第2項の規定		
により、教育長の職務を行う事務局の職員は、	により、教育長の職務を行う事務局の職員は、		
教育次長及び部長の職にある者とし、その順	教育次長及び部長の職にある者とし、その順		
序は次のとおりとする。	序は次のとおりとする。		
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略		
<u>⑷</u> 第4順位 こども未来部長の職にある			
<u>者</u>			

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

議案第4号

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則の一部改正について

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年1月24日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成26年4月1日付け機構改革に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出する ものである。

門真市教育機関の事務分掌等に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第10号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する

	以正)る。					
改正後		改正前				
	門真市教育機関等の事務分掌等	門真市教育機関の事務分掌等に				
に関する規則		関する規則				
	(趣旨)	(趣旨)				

る。

|**第1条** この規則は、門真市教育委員会事務|**第1条** この規則は、門真市教育委員会事務 局内部組織に関する規則(平成18年門真市 教育委員会規則第9号。以下「規則」とい う。) 第9条の規定に基づき教育機関及び 門真市教育委員会の管理に属する事業所の 内部組織(以下「教育機関等」という。) 事務分掌その他必要な事項を定めるものと する。

(教育機関等の所属)

第2条 教育機関等の所属は、別表第1に定**第2条** 教育機関の所属は、別表第1に定め めるとおりとする。

(職の設置)

- |**第3条** 教育機関等に、それぞれ別表第1に|**第3条** 教育機関に、それぞれ別表第1に掲 掲げる長を置く。
- 2 門真市立幼稚園に園長代理を、門真市立 こども発達支援センターにセンター長補佐 を置く。
- 3 門真市立図書館に館長代理、上席主任、2 主任及び主査を、門真市立保育園に園長代 理、主任保育士及び主査を、その他の教育 機関等に上席主任、主任及び主査を置くこ とができる。
- 4 特定の事務を処理させるため必要がある3 ときは、門真市立図書館、門真市立幼稚園、 門真市立保育園及び門真市立こども発達支 援センターに参事、副参事、主幹、上席主 査及び主査(前項の主査を除く。この項に おいて同じ。)を、その他の教育機関に副

局内部組織に関する規則(平成18年門真市 教育委員会規則第9号。以下「規則」とい う。) 第9条の規定に基づき教育機関の事 務分掌その他必要な事項を定めるものとす

(教育機関の所属)

るとおりとする。

(職の設置)

げる長を置く。

、その他の教育
機関に上席主任、主任及び主査を置くこと
ができる。
特定の事務を処理させるため必要がある

ときは、門真市立図書館

に参事、副参事、主幹、上席主 査及び主査(前項の主査を除く。この項に おいて同じ。)を、その他の教育機関に副 参事、主幹、上席主査及び主査を置くこと 参事、主幹、上席主査及び主査を置くこと

改正後	改正前
ができる。	ができる。
(教育機関等の分掌事務)	(教育機関の分掌事務)
第4条 教育機関等の分掌する事務は、おお	第4条 教育機関の分掌する事務は、おおむ
むね別表第2に定めるとおりとする。	ね別表第2に定めるとおりとする。
<u>(グループ制)</u>	
第5条 門真市立こども発達支援センターの	
<u>分掌事務を処理させるため、門真市立こど</u>	
も発達支援センターにグループを置くこと	
<u>ができる。</u>	
2 グループの編成の基準その他グループ制	
による事務の処理に関し必要な事項につい	
ては、別に定める。	
(迅速な事務執行のための措置)	(迅速な事務執行のための措置)
第6条 規則第8条の規定は、教育機関等の	
分掌事務及び事務執行について準用する。	掌事務及び事務執行について準用する。

(細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、教育第6条 この規則に定めるもののほか、教育 機関等の事務分掌に関して必要な事項は、 教育委員会が別に定める。

別表第1 (第2条、第3条関係)

教育機関等名	所属部課等	長
略		
門真市立公民館	生涯学習部生	館長
	涯学習課	
門真市立文化会館	生涯学習部生	館長
	涯学習課	
門真市立歴史資料館	生涯学習部生	館長
	涯学習課	
>	略	
門真市立図書館門真	略	
市民プラザ分館	10000000000000000000000000000000000000	
門真市立幼稚園	こども未来部	園長
門真市立保育園	こども未来部	園長
門真市立こども発達	こども未来部	セン
支援センター		ター
		長

機関の事務分掌に関して必要な事項は、教 育委員会が別に定める。

(細目)

別表第1 (第2条、第3条関係)

公东 1 (第 4 末、第 3 末関体)				
教育機関名	所属部課等	子		
略	•			
門真市立公民館	生涯学習部均	直館長		
	域教育文化調	果		
門真市立文化会館	生涯学習部均	的館長		
	域教育文化調	果		
門真市立歴史資料館	生涯学習部均	也館長		
	域教育文化調	果		
>	略	•		
門真市立図書館門真	111/2			
市民プラザ分館	略			

改正後			改正前		
別表第2(第4条関係	()	別	表第2 (第4条関係	系)	
教育機関等名	分掌事務		教育機関名	分掌事務	
}	略		>	略	
門真市立図書館門 真市民プラザ分館	略		門真市立図書館門 真市民プラザ分館	略	
	 <u>園</u>児の保育に関 すること。 <u>園</u>の運営に関す ること。 				
	 1) 園児の保育に関 すること。 2) 園の運営に関す ること。 				
	1) 児童福祉法(昭 和22年法律第164 号)に基づく児童 発達支援、放課後 等デイサービス及 び保育所等訪問支 援に関すること。 2) 児童の心身の発 達に係る相談に関 すること。 3) センターの管理 運営に関するこ と。		備考略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日(以下「切替日」という。)現在、次の表の第1欄に掲げる教育機関の園長、園長代理、上席主査又は主査の職にある者で、別に辞令を交付されないものは、同年4月1日(以下「発令日」という。)付けで、それぞれ同表の第2欄に掲げる教育機関の園長、園長代理、上席主査又は主査の職を命じられたものとする。

第1欄	第2欄
門真市立幼稚園	こども未来部門真市立幼稚園

3 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第23号)第3条に規定する給料表の 1級又は2級の適用を受け、かつ、切替日現在前項の表の第1欄に掲げる教育機関に勤 務を命じられている者で、別に辞令を交付されないものは、発令日付けで、それぞれ同 表の第2欄に掲げる教育機関に勤務を命じられたものとする。

諸 報 告

番号	報 告 事 項	報告者
1	平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結 果の公表について	寺西学校教育課長
2	「平成26年門真市成人祭」の結果について	脊戸地域教育文化課長
3	門真市家庭教育支援相談員設置要綱の一部改正について	脊戸地域教育文化課長